

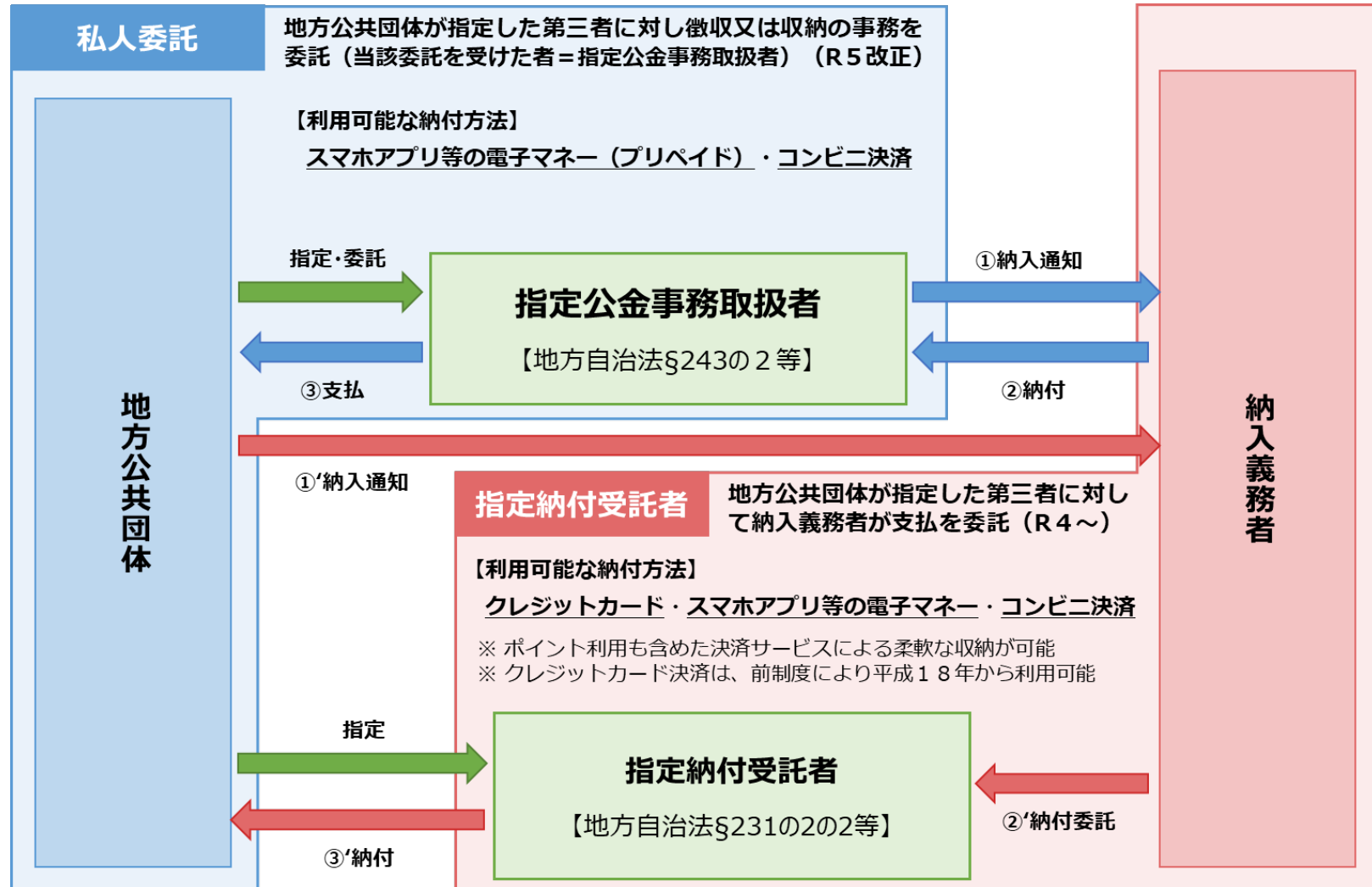
地方公共団体への公金納付の デジタル化について

令和 5 年 1 1 月 1 6 日 (木)

総務省自治行政局行政課

指定公金事務取扱者制度・指定納付受託者制度

- 地方公共団体の公金収納については、私人に委託を可能とする**指定公金事務取扱者制度**が規定されている。また、地方公共団体が指定した私人に対し、納入義務者が公金の納付を委託する**指定納付受託者制度**も規定されている。これらの制度により、**個々の地方公共団体において、公金のデジタル納付が可能**となっている。



地方税統一QRコード（eL-QR）の活用による地方税の電子納付について

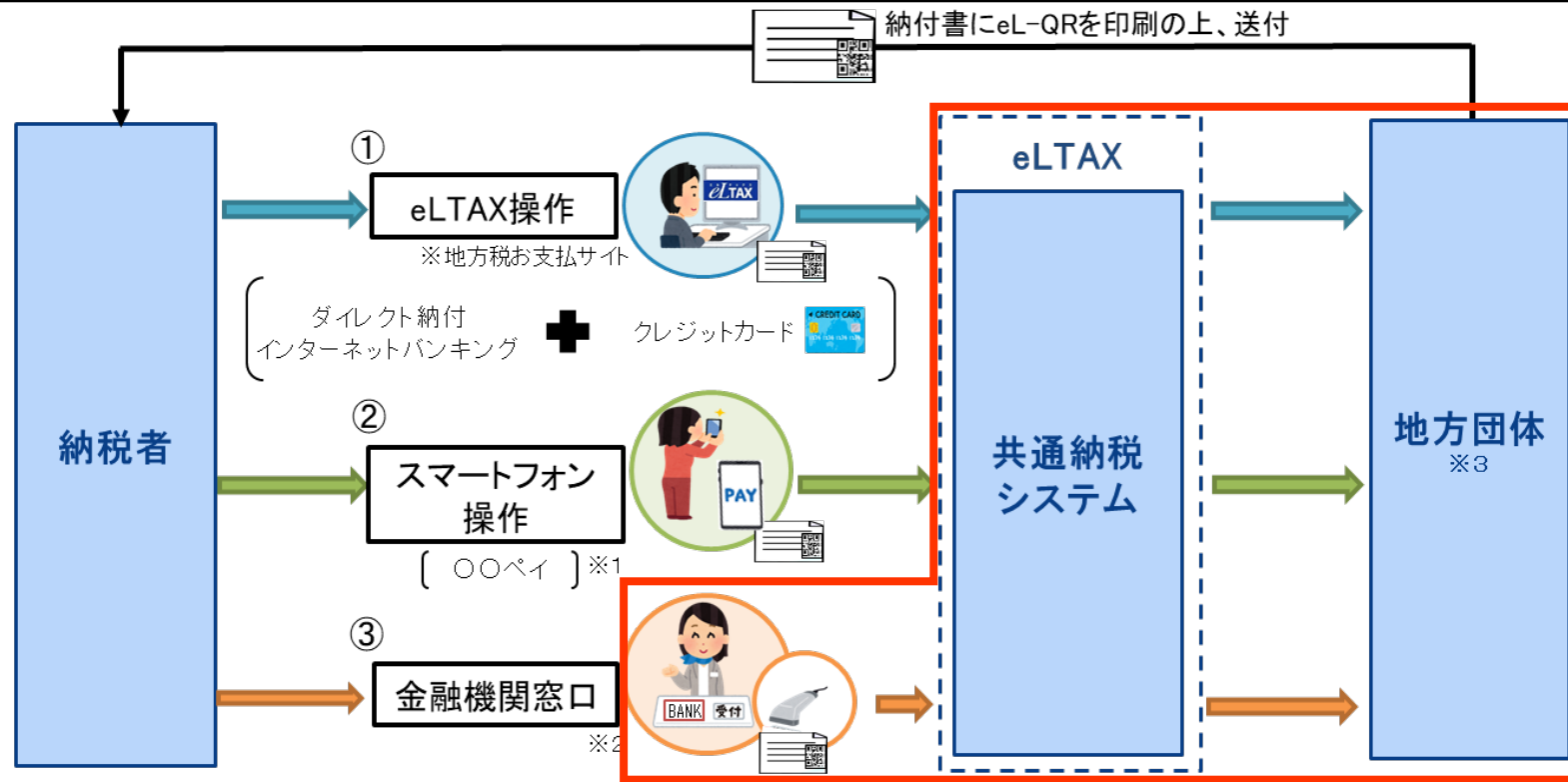
○ 地方税の納付については、P1の各制度とは別に、令和5年4月から、「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた全国統一の仕組みを導入し、

- ① eLTAX操作による電子納付
- ② スマートフォン操作による電子納付
- ③ 金融機関窓口における納付受付後の事務処理

への活用を開始。

※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割（他の税目についても、可能な限り活用）

○ また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付（口座引き落とし）やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。



※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.9月末時点で、23のアプリが対応
※2：eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫等372機関
※3：eL-QR活用地方団体：1,777団体(47都道府県、1,730市区町村)

○eL-QRの活用は、金融機関・地方団体双方のバックヤードの効率化に資するもの

地方税における eL-QR導入のメリットについて

○ 地方税における地方税統一QRコード(eL-QR)導入の主なメリットは以下のとおり。

従来

納税者

- 地方団体によって利用可能な納付手段が異なっており、納付先の地方団体ごとに対応を変えることが必要。
- 合計税額をまとめて複数団体に納付できる税目が、法人二税等一部の税目に限られており、固定資産税や自動車税種別割のような賦課税目では対応できない。

金融機関

- 指定金融機関契約等のある地方団体の納付書であるかどうかを窓口で確認したうえで、納付書の受付の可否を判断することが必要。
- 窓口収納後、紙の領収済通知書を地方団体ごとに仕分けて送付するなどの事務が繁雑。

地方団体

- 指定金融機関等から回付される紙の領収済通知書と口座への入金情報を突合・確認した上で、消込作業が必要。
- 電子収納を実現するためには、各金融機関・決済事業者と個別に契約等を行うことが必要。

eL-QR
導入

eL-QR導入後（R5.4以降）

納税者

- 全国どの地方団体の納付書であっても、eL-QRを用いて、同一の納付手段により納付することが可能。
- 固定資産税等の賦課税目についても、eLTAXに新設した「地方税お支払サイト」からワンストップで複数団体・複数税目のまとめ納付が可能。

金融機関

- 全国どの地方団体の納付書であっても、窓口で受け付けることが可能。
- eL-QRを用いて納付・入金情報がeLTAX経由で地方団体に電子的に送付されるため、紙の領収済通知書の仕分け・送付作業が不要。

地方団体

- 納付情報・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上。
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能。

2-2. 地方公金の窓口納付における現状と課題 (金融機関)



地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用（対象公金の範囲）について

実施方針（R5.10関係府省庁連絡会議決定）の概要

- eLTAXを活用した公金納付は、納付者の利便性向上、金融機関・地方公共団体の事務処理の効率化に資するものであり、積極的に推進。
- 以下の内容にて関係府省庁連絡会議で方針決定。今後、地方公共団体に対し、説明会・進捗状況調査などを通じて意見聴取を行った上で、関係府省庁で連携して要請を行う。

◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村をいう。以下同じ）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの

- ・ 普通会計に属する全ての公金
- ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料

→ 多くの団体で共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせてeLTAXを活用した納付が可能となることも踏まえ、幅広い公金についてeLTAXを活用した納付を可能とすることを検討

▶ 特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とすることを重点的に要請

① いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金

- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

サンプル調査によれば、地方税+この3公金で、市町村の公営企業を除く全会計に属する公金の9割（公営企業を含めると7割）を占める

→ システム標準化対象事務であり、標準仕様書にeLTAXを活用した納付を可能とすることを規定

② その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金

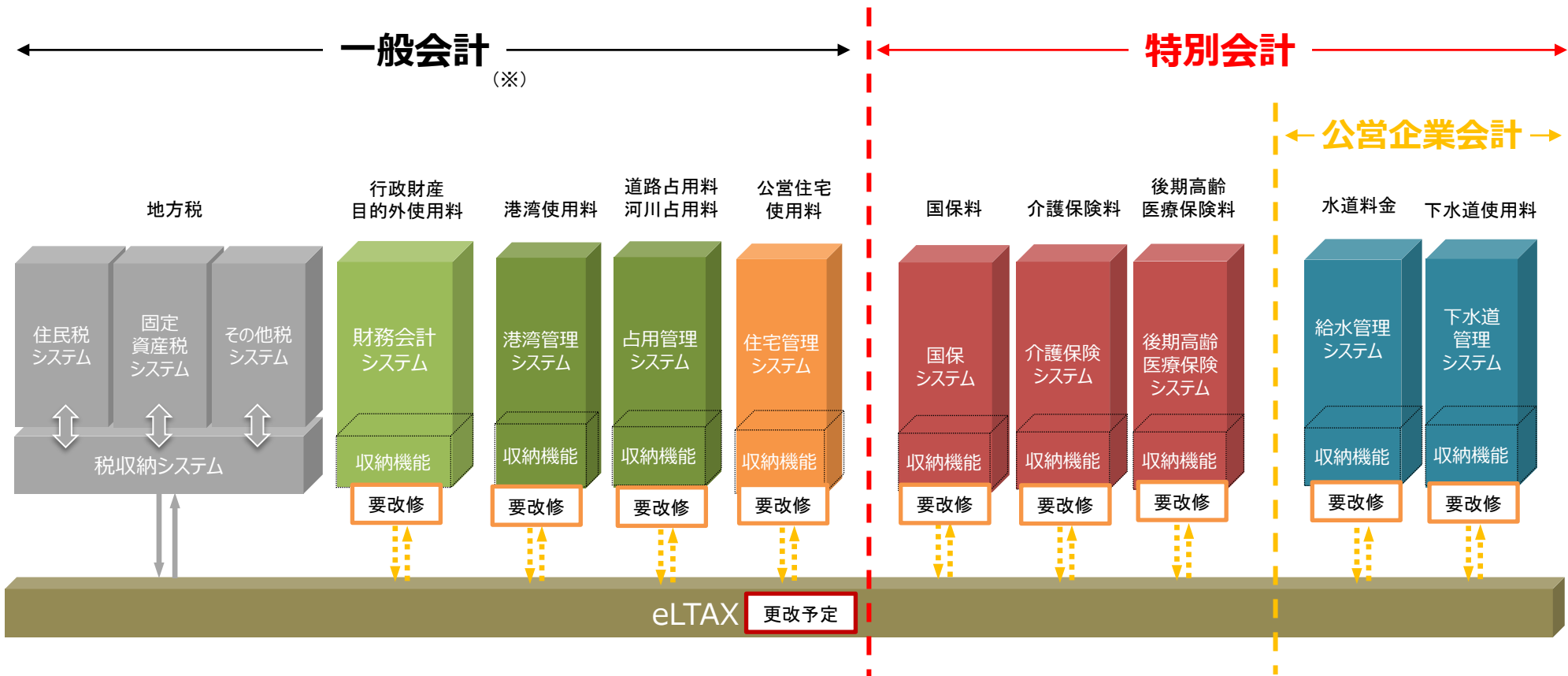
- ・ 公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金

（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

開始時期：遅くとも令和8年9月までに開始を目指す

自治体側のシステム構成のイメージ（A市（指定都市））

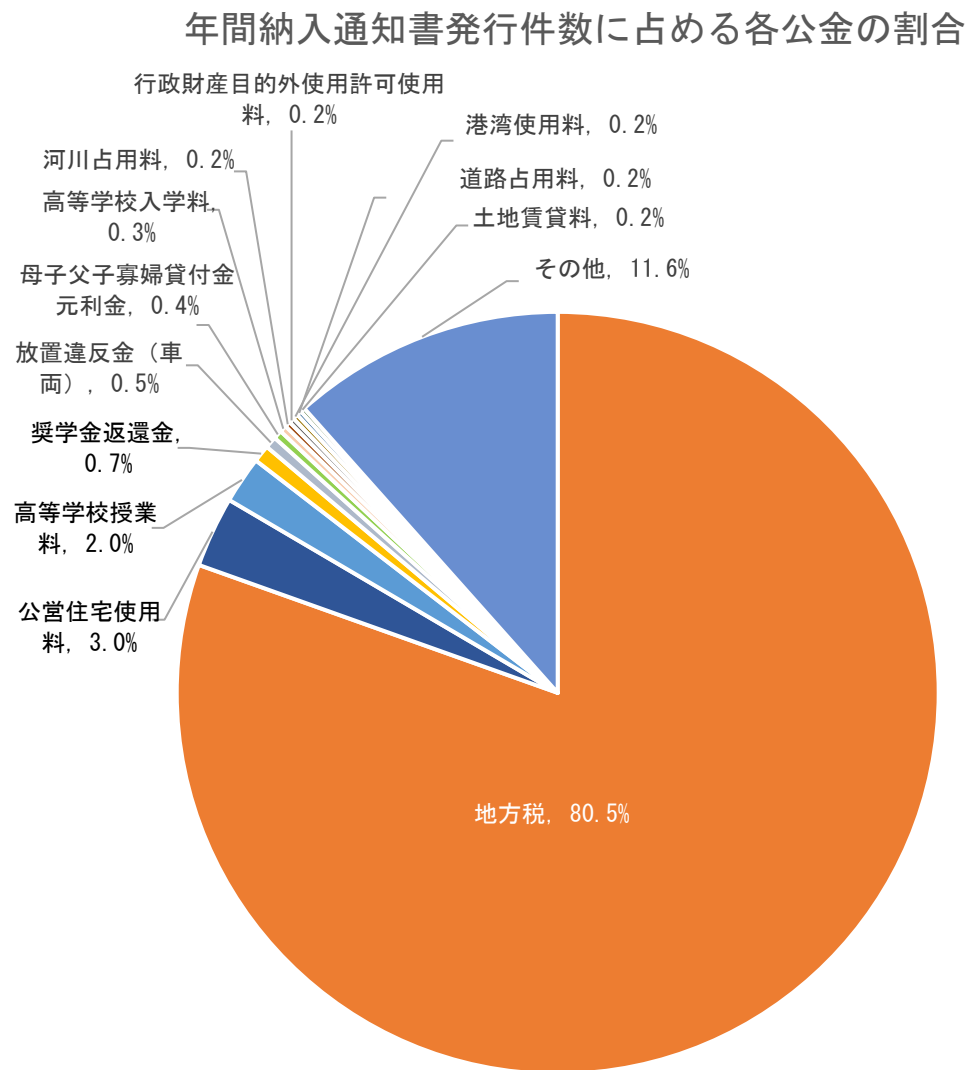
- ▶ 地方税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、占用関係公金、公営住宅使用料、水道料金、下水道使用料の各公金の収納管理を行っているシステムの構成について聞き取りを行い、総務省行政課で作成したもの。A市における公金関係のシステムの全体像を示したものではない。
- ▶ 上記の各公金についてeLTAXを活用した収納を可能とするために改修が必要と考えられるA市側のシステムを「要改修」とした。



(※)自治体や公金によっては、特別会計で管理している場合もある。

年間納入通知書発行件数に占める各公金の割合（都道府県）

	公金の名称	年間発行件数に占める割合 (%)	人口10万人あたりの納入通知書発行件数
1	地方税	80.5%	41,570
2	公営住宅使用料	3.0%	1,551
3	高等学校授業料	2.0%	1,030
4	奨学金返還金	0.7%	378
5	放置違反金（車両）	0.5%	257
6	母子父子寡婦貸付金元利金	0.4%	192
7	高等学校入学料	0.3%	152
8	河川占用料	0.2%	125
9	行政財産目的外使用許可使用料	0.2%	115
10	港湾使用料	0.2%	114
11	道路占用料	0.2%	106
12	土地賃貸料	0.2%	99
	その他	11.6%	5,984



総務省が実施したサンプル調査における8団体からの回答を基に作成

【参考】地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（概要）

検討会の趣旨・目的等

- 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）では、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指すこととされている。
- これを踏まえ、令和5年度上期に実施方針を決定し、eLTAXを活用した公金収納の範囲を決定することとなるが、地方公共団体を含む関係者の意見を踏まえて取組を進める必要があることから、本検討会を開催するもの。
- 本検討会では、eLTAXを活用した収納を行う公金の範囲等について検討を行う。

構成員

【メンバー】

所属	内訳
地方公共団体	富山県、福岡県、さいたま市、弘前市、多可町
金融機関関係	全国銀行協会、ゆうちょ銀行
事業者関係	日本マルチペイメントネットワーク運営機構、一般社団法人日本経済団体連合会
国	総務省自治行政局行政課・住民制度課デジタル基盤推進室・自治税務局企画課電子化推進室
地方共同法人	地方税共同機構

【オブザーバー】

所属	内訳
地方公共団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	日本電気、日立システムズ、日立製作所、富士通 Japan、オーイーシー、KCC、NTT データ、TKC
国	デジタル庁

開催実績

日程	議題
第1回（6月8日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討状況・検討会の進め方について ○ eLTAXを活用した公金収納に係る民間事業者・金融機関のニーズ等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会からのヒアリング ・ 全国銀行協会からのヒアリング ・ ゆうちょ銀行からのヒアリング ○ 意見交換
第2回（6月29日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体のサンプル調査結果について ○ eLTAXを活用した公金収納に係る論点等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税共同機構からのヒアリング
7月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体に公金納付のデジタル化に係る調査（各公金の収納管理システム・入金口座の状況及び公金件数に関する調査）を依頼
第3回（9月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ eLTAXを活用した対象公金の範囲等について ○ 意見交換

納入通知の電子送付について

○ 共通の仕組みによる納入通知の電子送付を実現するには、以下の課題への対応が必要ではないか。

1. 納入通知の様式・データの統一

・当該公金に固有の項目

⇒ 各公金ごとに、自治体における実態を把握の上、自治体等の意見を踏まえながら、どのような統一化を図るべきかについて検討する必要がある。

・他の業務で保有されている情報に関する項目

⇒ 他システムへの照会が必要であり、システム間でどのような連携が行われ、どのようなデータを取得する必要があるのかを把握し、システム間の連携やデータの要件の統一を図る作業が必要となる可能性がある。

※標準化対象事務については、当該事務に係るシステムの機能や帳票、データ等の要件についての標準を定める中で、各種フォーマットが統一化

2. 納入義務者への確実な通知

誰に電子送付すればよいのか？

✓ 電子送付の希望を受け付ける仕組みが必要

①賦課型（保険料など）

：電子送付の希望を受け付ける仕組みが考えられるか

②申請型（使用料など）

：納付義務の前提となる申請行為を行う際に電子送付の希望も併せて受け付けることが考えられるか

どのように送付すればよいのか？

✓ 納入通知を希望者本人に確実に電子送付する仕組みが必要

(参考) 手続きのイメージ

<住民A>
①電子送付の希望



本人
確認

自治体共通の
仕組み

電子送付

<自治体>
②受付・管理



③納入通知の
発行・送付

※想定される自治体実務への影響

・電子送付の希望の管理や、統一化された納入通知の電子送付に対応するための関連システムの改修

・新たな事務フローとして、電子送付の希望を受け付け、送付方法の別を管理



郵送送付

<住民B>

④紙の納入通知書の受領

【参考】各公金における納入通知書の様式例

①介護保険料

様式第1（第2条関係）

(表)

年 月 日

市長

被保険者氏名

介護保険料納入通知書（決定通知）

年度（ 年度分）の介護保険料額が決定しましたので通知します。

決定事由

●保険料額算定の基礎

期間	月数	世帯住民税状況	本人住民税状況	合計所得金額 課税年金収入額	所得段階	年間保険料額
				円		円

●別期保険料額（円）

期別	普通徴収 納付書払い又は口座振替	特別徴収 年金から差引き
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		
合計		

●介護保険料の納付方法

左表の「特別徴収」欄に金額の記載がある場合
下記の年金から保険料が差引きされます。

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

※2月、同じ金額が翌年度4月・6月の年金から差し引かれます。ただし、翌年度6月の金額は変更する場合があります。

左表の「普通徴収」欄に金額の記載がある場合、口座振替を申し込まれていない方は、同封の納付書にてお支払いください。

口座振替を申し込まれている方は、下記の登録口座から保険料が振り替われます。

金融機関名		
振替開始	振替終了	種別・口座番号
口座名義人		

問い合わせ先

普通徴収・特別徴収に関する情報について記載

②上下水道使用料

市上下水道料金納入通知書兼領収証書 ㊦

《納期限について》
あなたの水道料金等は、下記のとおりになりましたので、本書ご持参の上
令和 年 月 日 までに
市上下水道局指定（右記をご覧ください）の金融機関等で納めてください。
発行日 令和 年 月 日

給水場所： 様

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月
水栓番号	今回使用水量 m ³
水道料金	円 (うち消費税相当額 円)
下水道使用料	円 (うち消費税相当額 円)
合計金額	円 収納代行会社 株式会社

上記の金額を領収しました。
*金額の訂正のあるもの・領収日付印のないものは無効です。
*この領収証書は5年間大切に保管してください。

振替口座 加入者名 市上下水道事業管理者

市上下水道事業管理者

通収日付印
(収入印紙不要)

お問い合わせ先
市上下水道局お客様センター
TEL

《納入通知書でのお支払い場所》
【銀行】
【信用金庫】
【労働金庫】
【協同組合】
【ゆうちょ銀行・郵便局】
【コンビニエンスストア】

水栓番号・使用量について記載

他業務に関する情報（住民税、年金収入等）について記載